

多摩川ホールディングス	
社則番号	A0-01

# 定 款

株式会社多摩川ホールディングス

## 目 次

第 1 章	総 則	
第 1 条	商 号	1
第 2 条	目 的	1
第 3 条	本店の所在地	2
第 4 条	機 関	2
第 5 条	公告方法	2
第 2 章	株 式	
第 6 条	発行可能株式総数	2
第 7 条	自己の株式の取得	2
第 8 条	単元株式数	3
第 9 条	単元未満株式についての権利	3
第 10 条	株主名簿管理人	3
第 11 条	株式取扱規程	3
第 3 章	株 主 総 会	
第 12 条	基 準 日	3
第 13 条	招 集	3
第 14 条	招集権者および議長	4
第 15 条	電子提供措置等	4
第 16 条	決議の方法	4
第 17 条	議決権の代理行使	4
第 4 章	取締役および取締役会	
第 18 条	取締役の員数	4
第 19 条	取締役の選任	4
第 20 条	取締役の解任	5
第 21 条	取締役の任期	5
第 22 条	代表取締役および役付取締役	5
第 23 条	取締役会の招集権者および議長	5
第 24 条	取締役会の招集通知	5
第 25 条	取締役会の決議方法	5
第 26 条	取締役会の決議の省略	5
第 27 条	取締役会規程	6

第 2 8 条	取締役の報酬等	6
第 2 9 条	取締役の責任免除	6
第 5 章	監査役および監査役会	
第 3 0 条	監査役の員数	6
第 3 1 条	監査役の選任	6
第 3 2 条	監査役の任期	6
第 3 3 条	常勤の監査役	7
第 3 4 条	監査役会の招集通知	7
第 3 5 条	監査役会の決議方法	7
第 3 6 条	監査役会規程	7
第 3 7 条	監査役の報酬等	7
第 3 8 条	監査役の責任免除	7
第 6 章	会計監査人	
第 3 9 条	会計監査人の選任	7
第 4 0 条	会計監査人の任期	8
第 4 1 条	会計監査人の報酬等	8
第 4 2 条	会計監査人の責任免除	8
第 7 章	計 算	
第 4 3 条	事業年度	8
第 4 4 条	剰余金の配当等の決定機関	8
第 4 5 条	剰余金の配当の基準日	8
第 4 6 条	配当金の除斥期間	8

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社多摩川ホールディングスと称し、英文では、TAMAGAWA HOLDINGS CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社または当該外国会社の事業活動の支配・管理
  - ①通信用機器および部品の製造ならびに販売
  - ②電子応用機器の製造および販売
  - ③バイオマス燃料の輸出入および販売
  - ④太陽光による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売、太陽光に関する発電設備・システムの輸入、販売および施工ならびに太陽光発電に関するコンサルタント業務
  - ⑤再生可能エネルギー等を利用した発電事業ならびにその管理・運営、電気の供給・販売、再生可能エネルギーに関する発電システムの販売および施工ならびにコンサルタント業務
  - ⑥その他のエネルギー及び資源の開発等に関する業務
- (2) 有価証券の取得、保有、運用および投資
- (3) 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介およびコンサルタント業務ならびに投資業
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介、その他不動産に関する業務
- (5) 経営一般および株式公開に関するコンサルタント業務
- (6) 植物・農産物の生産、加工、販売および植物・農産物の生産に関する調査、研究、開発
- (7) コンピュータのソフトウェアおよびハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入ならびにそれらに関するコンサルティング業務
- (8) インターネット等の通信ネットワークおよび電子技術を利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービス
- (9) 古物営業法に基づく古物商
- (10) 保険の代理店業務

- ①損害保険代理業
- ②自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ③少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務
- ④保険、年金その他企業福利厚生制度に関するコンサルティング業務
- ⑤保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援

(11)労働者派遣事業

(12)前各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、前項第(1)号①から⑥までに掲げる業務およびこれに付帯する一切の業務を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

2. ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、23,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 1 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金28,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には、利息を付けない。

【附 則】

1. 平成 27 年 6 月 11 日 第 7 条、第 15 条 新設  
第 22 条第 1 項、第 29 条第 2 項、第 38 条第 2 項 一部改訂
2. 平成 28 年 6 月 29 日 第 2 条 一部改訂
3. 平成 30 年 10 月 1 日 第 6 条、第 8 条 改訂
4. 令和 4 年 6 月 24 日 第 6 条、第 15 条 改訂 附則 5～7 新設
5. 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
6. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
7. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
8. 令和 5 年 6 月 28 日 第 2 条 一部改訂
9. 令和 6 年 10 月 21 日 第 12 条第 1 項、第 13 条、第 43 条、第 45 条 一部改訂
10. 令和 7 年 1 月 30 日 第 18 条 一部改訂